

東広島市監査公表第9号

地方自治法第199条第14項の規定により、東広島市長から令和6年度（下半期）財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和7年5月7日

東広島市監査委員 天神山 勝浩
同 五丁 和夫
同 坂元 百合子

財政援助団体等監査の結果に基づく措置について

1 監査の対象

対象法人等	監査結果報告提出年月日	措置事項通知年月日
東広島スポーツパーク共同企業体	令和7年3月26日 (東広監委第43号)	令和7年4月30日 (東広都整第70号)

2 監査の実施期間

令和7年1月20日から令和7年3月19日まで

3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
1 協定等に基づく義務の履行状況 指定管理者が行う自主事業（各種講座）に係る施設使用料について、市に減免の申請をすることなく、指定管理者の判断で全額免除としていた。 指定管理者は、都市公園条例施行規則等に基づき、適正な事務処理に改められたい。	自主事業（各種講座）に係る施設使用料については、令和7年度から当該施設使用料の減免申請を行うよう指導した。